

資料5

震災遺構保存基本指針（案）

1. はじめに

（1）復興庁による震災遺構の保存に対する支援趣旨

- ①震災遺構は、東日本大震災の津波による惨禍を語り継ぎ、自然災害に対する危機意識や防災意識を醸成する上で一定の意義を認める。
- ②震災遺構は、津波災害を乗り越えて再建されていく町の起点を象徴するものとして、また、津波被害を学ぼうとする来訪者との接点とするなど、今後のまちづくりに活かせる可能性を有する。

これらの趣旨に基づいて、整備活用が可能な震災遺構に対して保存を推進する。

（2）震災遺構の役割（保存意義）

- ①震災遺構を恒久的に保存することにより、東北地方太平洋沖地震による津波被害の史実を次世代へ確実に継承し、被害の甚大さの記憶を風化させることなく、鎮魂の思いと共に多くの尊い命が失われたことを正確な史実として伝えていくことを強い意志で誓った象徴として役立つ。
- ②「津波被害の痕跡をありのままに残す歴史資料」として震災遺構を保存し継承することは、津波の大きさ、威力による被害状況を何ら脚色もなく遺すことであり、石碑やサインなどと異なり次世代に事実を目の当たりに示し、津波の恐ろしさを確実に伝えることに役立つ。
- ③形を保存し続けることが地元への伝承に留まらず、世界へ向けて多くの人々に津波被害の事実を知ってもらうための実態的存在として意義があり、震災の脅威や教訓を伝え防災意識の醸成へとつながることに役立つ。

2. 保存指針

（1）残すべき特徴

- ①津波の到来した高さがわかる「被害部分と非被害部分を残した外観」
- ②津波の大きな水圧により崩壊した建築部材

① の議論

- ・津波の到達高さがわかる建築物（遺構）は、被災建築物の中でも限られ、現存するものとしては特に希少である。

○他地域の遺構

- ・津波にのみ込まれたもの：
倒壊状態にあるものや鉄骨造で全ての外装が喪失してしまっているものは、津波の威力は示されるが、規模がわからない。

② の議論

- ・津波の威力を示すもの

外部：

南立面腰壁鉄筋コンクリート部分の内側への倒
津波の威力と力を受けた方向が示されている。

内部：

内装材および設備配管類の損壊
非耐力部材の全損

(2) 保存の考え方

どのような状態で、どのような時点の保存を行うか

議論② 外部から窓越しに見える内装をどのようにするか。

サッシが破損し内部が露わになった状態で、風雪に耐えられないことは明白。何らかの措置が必要。

○与件 ・内装を残すメリット（何らかの保存処理を行う前提）

津波被害を受けた状態を正確に残せる。

見た目に違和感がない。

・内装を取り壊すメリット

永く遺すことにおいて物理的に優位性がある。

イニシャルコスト、維持コストが抑制できる。